

南魚沼市立病院職員募集

【問合せ・申込み】

ゆきぐに大和病院

経営課 経営用度係

☎7777-2111

ゆきぐに大和病院または、南魚沼市民病院に勤務する職員を募集します。

職種・採用予定人員

社会福祉士 1人

受験要件

昭和49年4月2日～平成10年4月1日に生まれ、社会福祉士の資格を有するか、取得見込みで、地方公務員としての欠格条項に該当しない人

試験日 11月30日(土)

試験会場 ゆきぐに大和病院

試験科目 専門試験(有資格者は免除)、作文、面接

採用日 令和2年4月1日

受験申込書配置場所

ゆきぐに大和病院 経営課(ゆきぐに大和病院ウェブサイト)からダウンロード可

申込み

受験申込書に、申込日前6か月以内に撮影した写真3枚(縦4cm×横3cm、1枚は申込書に貼付)と履歴書、有資格者は資格免許証の写しを添

えて、ご提出ください。郵送の場合は、簡易書留で送付してください。(締切日必着)

締切り 11月19日(火)

提出先 〒949-7302

南魚沼市浦佐4-1-5

ゆきぐに大和病院 経営課

※勤務時間など詳しくは、お問い合わせください

11月5日(火)から住民票に旧氏を併記できるように なります

【問合せ】市民課 市民班

☎7731-6661

本人の申し出により、住民票などに旧氏(旧姓)を併記できるように なります。

旧氏とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

婚姻などで氏が変わっても旧氏を併記することで、保険や携帯電話の契約、銀行口座などが旧氏のまま引き続き使えます。

住民票のほか、印鑑証明書、マイナンバーカード(通知カード)、署名用電子証明書に、旧氏が併記されます。

旧氏を併記するには、請求手続きが必要です。

記載できる旧氏

・旧氏を初めて記載する際は、戸籍に記載されている過去の氏から一つを選択できる。

・一度記載した旧氏は、再婚などにより氏が変わった場合、記載している旧氏を使い続けるか、再婚などの直前の氏に旧氏を変更するか、選択できる。

・必要がなくなった場合には旧氏を削除できる。その後、氏が変わった場合に限り、削除後に生じた旧氏を再度記載できる。

請求に必要なもの

・旧氏記載請求書(各庁舎の窓口にあります)

・住民票に記載を求める旧氏から現在の氏につながるまでのすべての戸籍(除籍)謄抄本(市内に戸籍がある人でも、添付が必要)

・マイナンバーカードか通知カード

・マイナンバーカードがない人は、運転免許証など写真付き公的身分証明書。写真付き公的身分証明書がない人は、保険証と預金通帳など2点。

請求する場所
市民課、大和・塩沢市民センター

※旧氏併記について詳しくは、市ウェブサイトを(旧氏併記)で検索)をご覧ください

宅地などの利用状況変更に伴う手続き

【問合せ・申告・届】

税務課 資産税班

☎7731-6668

住宅用地には、固定資産税を軽減する措置があります。次に該当する場合は、申告書を出してください。

・雑種地・山林・原野など、住宅用地以外の土地に住宅を新築した

・家屋の全部、または一部の用途を変更した(店舗や事務所を住宅にした)「店舗などの一部を住宅にした」など

・土地の利用状況を変更した(住宅用地の一部を貸し駐車場にしたときなど)

住宅用地とは
住宅として使用する家屋の敷地です。工場・倉庫・店舗・事務所などの敷地は該当しません。

住宅用地の軽減率

200平米以下
(小規模住宅用地)

・固定資産税…1/6に軽減
200平米を超える部分
(一般住宅用地)

・固定資産税…1/3に軽減
※いずれも課税標準額を軽減する措置です。住宅用地に建つ家屋の総床面積の10倍までを限度とします

家屋の取り壊し、所有者の変更があったら届け出を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。家屋を取り壊した場合は、忘れずに届け出してください。

登記されていない未登記家屋について
相続、売買、贈与などで所有者が変わった場合は「家屋所有者(権)の変更届」をご提出ください。

届け出がないと、課税が継続される場合があります。

申告書・届提出先

税務課、大和・塩沢市民センター